カード等規定集

＜大垣共立＞カード規定

＜大垣共立＞デビットカード取引規定

＜大垣共立＞Pay-easy（ペイジー）
口座振替受付サービス利用規定

＜大垣共立＞Ｗｅｂ口座振替受付サービス利用規定

OKB 大垣共立銀行

目　次

＜大垣共立＞カード規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～ 6

＜大垣共立＞デビットカード取引規定・・・・・・・・・・・・・ 7～13

＜大垣共立＞Pay-easy(ペイジー)
口座振替受付サービス利用規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・14～16

＜大垣共立＞Web口座振替受付サービス利用規定・・17～19

〈＜大垣共立＞カード規定〉

ゴールド総合口座等個別に定めるカードについては、下記による他あらかじめお渡しした各規定により取扱いします。

１．カードの利用

＜大垣共立＞カード（以下「カード」といいます。）は、あらかじめ指定を受けた預金口座について次の場合に利用することができます。

（１）当社の現金自動支払機（以下「ＣＤ」といいます。）または現金自動預入引出機（振込機能のあるものを含み、以下「ＡＴＭ」といいます。また「ＣＤ」と「ＡＴＭ」を合わせて「自動機」といいます。）および当社が共同利用による現金支払業務を委託した金融機関（以下「提携金融機関」といいます。）の自動機を使用して、普通預金または貯蓄預金を払戻す場合、ならびに総合口座またはカードローンの当座貸越を実行する場合（以下「自動機による払戻し」といいます。）。

（２）当社のＡＴＭおよび当社が共同利用による現金預入業務を委託した提携金融機関のＡＴＭを使用して普通預金または貯蓄預金の預入れをする場合、ならびに総合口座、カードローンの当座貸越の返済および定期預金の預入れ（以下「ＡＴＭによる預入れ」といいます。）をする場合。

（３）当社のＡＴＭを使用して預金の払戻しを行い、同時に代わり金を他の預金に通帳を使用して預入れる場合（以下「ＡＴＭによる振替等」といいます。）。

（４）当社のＡＴＭを使用して預金の払戻しを行い、同時に代わり金を当社または当社以外の金融機関の本支店（ＡＴＭでご案内表示する金融機関の本支店に限ります。以下同様とします。）にあるご指定のお受取人の預金口座に振込入金する場合（以下単に「振込」といいます。）。なお、この場合、使用できるＡＴＭは、機械上に「お振込」のご案内表示があるものに限られます。

（５）当社のＡＴＭで宝くじを購入する場合

（６）当社のＡＴＭでサンクスポイントの引換えをする場合

（７）その他当社の所定の取引をする場合

２．自動機による払戻し

（１）自動機による払戻しをするときは、自動機にカードまたは通帳を挿入のうえ、届出の暗証と払戻し金額を正確に入力し操作してください。この場合、「通帳および払戻請求書」の提出は必要ありません。

（２）自動機による払戻しは当社または提携金融機関所定の金額単位とし、１回あたりの払戻金額は、当社または提携金融機関が定めた範囲内とします。

（３）１日あたりの払戻しは、当社所定の金額または当社所定の方法により届出を受けた当社所定の金額の範囲内とします。ただし、提携金融機関の自動機を利用した場合の払戻限度額は、提携金融機関の定めた範囲（本人が提携金融機関の定めた範囲を下回る払戻限度額を指定した場合はその金額）とします。

３．ＡＴＭによる預入れ

（１）ＡＴＭによる預入れをするときは、ＡＴＭにカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して、操作してください。なお、カードによる預入れのときは、「お取引明細票」には、預入金額を表示しておりません。受取証が必要な場合は、窓口営業時間内に「お取引明細票」を窓口にご呈示ください。受取証を作成します。

（２）ＡＴＭによる預入れは、ＡＴＭの機種により当社所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、１回あたりの預入れは、紙幣、硬貨とも当社所定の枚数（提携金融機関のＡＴＭは提携金融機関所定の枚数）による金額の範囲内とします。

４．ＡＴＭによる振替等

（１）ＡＴＭによる振替等をするときは、ＡＴＭに払戻口座のカードおよび振替入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証、振替入金金額等を正確に入力し操作してください。この場合、払戻口座の通帳、払戻請求書、振替入金口座の入金伝票の提出の必要はありません。

（２）ＡＴＭによる振替等は１円単位とし、１回あたりの振替金額および使用できる通帳の種類等は、当社の定めた範囲内とします。

５．ＡＴＭによる振込

（１）ＡＴＭによる振込をするときは、ＡＴＭに払戻口座のカードまたは通帳を挿入し、届出の暗証、振込金額およびその他次の内容を画面の表示に従い正確に入力し操作してください。この場合、払戻口座の通帳または払戻請求書および振込依頼書の提出は必要ありません。

ご指定内容　お受取人の入金口座の金融機関名、本支店名、預金種目（当座、普通または貯蓄預金）、口座番号および受取人のお名前

（２）振込による１回あたりの振込金額は当社の定めた範囲内の任意の金額とします。

（３）ＡＴＭの案内手順に従って操作し、ＡＴＭの確認ボタンを押された後は、ＡＴＭではこの振込の取消しはできません。この場合は組戻手順により処理するものとし、組戻不能の場合に生じた損害については当社は責任を負いません。

ただし、振込先口座なし等の事由により振込先金融機関から振込資金が返却されたときは、組戻依頼書の提出を受けることなく当該取引における払戻口座に入金します。現金による振込の場合は、窓口営業時間内に窓口にて返却します。

なお、この場合、後記９．（１）の振込手数料および（２）の利用手数料は返却しません。

６．ＡＴＭによる宝くじの購入

（１）当社のＡＴＭを使用して宝くじを購入する場合にはＡＴＭにカードを挿入のうえ、画面の案内に従い正確に入力し操作してください。

（２）宝くじの購入は普通預金（総合口座を含む）、貯蓄預金のカードによります。

（３）宝くじの購入ができるＡＴＭは限られております。対象のＡＴＭおよび利用可能時間をご確認のうえ、ご使用ください。

７．ＡＴＭによるサンクスポイントの引換

ＡＴＭを使用してサンクスポイントの引換えを行う場合には、ＡＴＭに総合口座のカードまたは通帳を挿入のうえ、画面の案内に従い正確に入力し操作してください。

８．自動機利用手数料

（１）当社の自動機を使用して払戻し、ＡＴＭによる振替等をするときは、当社がとくに定めた時間帯に限り、当社所定の手数料（消費税込）をお支払いただきます。この手数料は取扱時に通帳および払戻請求書なしで利用口座（指定口座）から自動的に引落とします。

（２）提携金融機関の自動機を使用して預入れ、払戻しするときは、提携金融機関が定めた手数料（消費税込）をお支払いただきます。この手数料は、取扱時に通帳および払戻請求書なしで利用口座（指定口座）から自動的に引落としたうえ、当社から提携金融機関へ支払います。

９．ＡＴＭ振込による振込手数料

（１）ＡＴＭを使用して振込をするときは、電信扱いで処理し、当社所定の振込手数料（消費税込）をお支払いただきます。

（２）前条第１項の時間帯に振込の手続を行った場合は前項の振込手数料に加えて前条の利用手数料をお支払いただきます。

（３）当社は前２項の手数料をＡＴＭ利用日付をもって、通帳および払戻請求書なしで、利用口座から自動的に引落します。

（４）ＡＴＭを使用して振込をする場合、振込金額と振込手数料金額および自動機の利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる預金金額（当座貸越を利用できる金額を含みます。）を超えるときには振込できません。

１０．代理人によるカードの利用

（１）代理人（本人と生計をともにする親族１名に限ります。）による払戻し、預入れおよび振込をする場合は、本人から代理人の氏名、暗証を届け出てください。この場合、当社は代理人のためのカードを発行します。

（２）代理人カードの利用についても、この規定を適用します。

１１．自動機故障時等の取扱い

（１）停電、故障等により自動機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当社が定めた金額を限度として、当社本支店内の窓口でカードにより払戻し、または預入れることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱はいたしません。

（２）前項による払戻しを受ける場合には、当社所定の払戻請求書にお名前、払戻し金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。また、預入れする場合には、当社所定の入金伝票にお名前、預入金額を記入のうえ、現金およびカードとともに提出してください。

１２．カードによる払戻し、預入れ金額等の通帳記入等

自動機または当社本支店の窓口でカードにより預入れ、または払戻しした金額、自動機利用手数料金額は当社本支店の窓口に通帳を提出されたとき、またはＡＴＭに通帳を挿入されたときに記入します。

１３．カード・通帳・暗証の管理等

（１）当社は、自動機の操作の際に使用されたカードまたは通帳が、当社から本人に交付したカードまたは通帳であること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当社所定の方法により確認のうえ自動機による払戻しを行います。

（２）カードおよび通帳は他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。なお、当社のＡＴＭを使用して、お届けの暗証を変更することもできます。この場合は第１６条の定めにかかわらず、書類の提出は不要とします。カードまたは通帳が、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当社に通知してください。この通知を受けたときには、直ちにカードおよび通帳による払戻し停止の措置を講じます。

（３）カードまたは通帳の盗難にあった場合には、当社所定の届出書を提出してください。

１４．偽造カードまたは偽造通帳等による払戻し等

個人のお客さまには本条の規定を適用いたします。偽造または変造されたカードまたは通帳による自動機による払戻しで利用されたときは、本人の故意による場合または当該払戻しについて当社が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当社が証明をした場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当社所定の書類を提出し、カード、通帳および暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当社の調査に協力するものとします。

１５．盗難カードまたは盗難通帳による払戻し等

個人のお客さまには下記の（１）～（４）の規定を適用いたします。

（１）カードまたは通帳の盗難により他人に当該カードまたは通帳を自動機により不正使用され、生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当社に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

①　カードまたは通帳の盗難に気付いてからすみやかに、当社への通知が行われていること

②　当社の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

③　当社に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

（２）前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当社は、当社へ通知が行われた日の３０日（ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、３０日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当社が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当社が証明した場合には、当社は補てん対象額の４分の３に相当する金額を補てんするものとします。

（３）前２項の規定は、第１項にかかる当社への周知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード・通帳等を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、２年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

（４）第２項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は責任を負いません。

①　当該払戻しが行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

Ａ．本人に重大な過失があることを当社が証明した場合

Ｂ．本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

Ｃ．本人が被害状況についての当社に対する説明において重要な事項について偽りの説明を行った場合

②　戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

１６．カードまたは通帳の紛失、届出事項の変更等

カードまたは通帳を紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当社所定の方法により届出てください。

１７．カードの再発行等

カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおくことがあります。

１８．カード発行手数料

（1）前条の定めによりカードを再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。この手数料は、カードの再発行を行う時に、通帳および払戻請求書なしで、利用口座から自動的に引落します。

（2）ＩＣキャッシュカード（全国銀行協会標準仕様のＩＣキャッシュカードとしての機能の利用を可能とするカードのことをいいます。）を新規発行、切替発行、または前条の定めにより再発行する場合には、当社所定の発行手数料をいただきます。再発行手数料は、ＩＣキャッシュカードの再発行を行う時に、通帳および払戻請求書なしで、利用口座から自動的に引落します。

（3）前項の手数料は、当社所定の手続により「サンクスポイント・プレゼント」のポイントとの引換えにより無料にすることができます。なお、引換え可能なポイントは、ＩＣキャッシュカード発行口座と同一のお客様番号（ＣＩＦ番号）に付与されるポイントに限ります。

１９．自動機への誤入力等

自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当社は責任を負いません。
なお、金融機関提携先の自動機を使用した場合の金融機関提携先の責任についても同様とします。

２０．解約、カードの利用停止等

（1）預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを返却してください。
なお、カードの利用を取りやめた場合は、自動機を使用しての通帳による払戻し、ＡＴＭによる振替等および振込はできません。

（2）当社の普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも返却してください。

（3）カードまたは通帳の改ざん、不正使用など当社がカードまたは通帳によるＡＴＭの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当社から請求がありしだい直ちにカードを返却してください。

（4）次の場合には、カードまたは通帳によるＡＴＭの利用を停止する場合があります。この場合、当社所定の期間内に当社所定の本人確認書類の提示を受け、当社が本人であることを確認できたときに停止を解除します。なお、お客さま都合により当社所定の期間内に停止を解除できなかった場合には、当社はカードを解約できるものとします。

① 第２１条に定める規定に違反した場合

② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当社が別途表示する一定の期間が経過した場合

③ カードまたは通帳が偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当社が判断した場合

２１．譲渡、質入れ等の禁止

カードを譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

２２．規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座規定、貯蓄預金規定、期日指定定期預金規定（自動継続型）、自由金利型定期預金（M型）規定（自動継続型）、変動金利定期預金規定（自動継続型）、振込規定等により取扱います

２３．規定の変更

（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上

＊カード・通帳お取り扱い上のお願い

・カード・通帳の保管、お取扱いには十分ご注意くださるようお願いいたします。万一カード・通帳が盗難にあったり、紛失・破損された場合は、ただちにお取引店へご連絡ください（とりあえずお電話でも結構です。）。

・暗証は他の人に知られないようご注意ください。

・暗証は何度か間違って押されますと、カードが使えなくなりますのでご注意ください。暗証をお確かめの際は、お取引店までお問合わせください。尚、その際お客さまのご預金の安全をまもるため、私どもよりご本人であることのご確認をさせていただきますのでお含みください。

・カード・通帳は高温・多湿な場所や磁気を帯びたもの（テレビ・ステレオ、冷蔵庫など）の近くに置かないようご注意ください。

〈＜大垣共立＞デビットカード取引規定〉

第１章　デビットカード取引

１．適用範囲

次の①～③のうちのいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード（当社が＜大垣共立＞カード規定または＜大垣共立＞コーポレートカード規定に基づいて発行するカードのうち、普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）その他当社所定の預金のカード。以下「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の払戻し（総合口座取引規定等に基づく当座貸越による払戻しを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、本章の規定により取扱います。

①　日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。ただし、当該加盟店契約の定めに基づき、カードが直接加盟店で利用できない場合があります。

②　規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）。ただし、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、カードが間接加盟店で利用できない場合があります。

③　規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。

ただし、規約所定の組合契約の定めに基づき、カードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

２．利用方法等

（１）カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。

（２）端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的としてカードを利用することはできません。

（３）次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

①　停電、故障等により端末機による取扱いができない場合

②　１回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合

③　購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合

（４）次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。

①　１日あたりのカードの利用金額が、当社が定めた範囲（当社所定の手続きにより、あらかじめ本人が当社の定めた範囲を下回る払戻限度額を指定した場合は、その金額）を超える場合

② 当社所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合

③ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合

（5）当社がデビットカード取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。

（6）カードによるデビットカード取引をご希望されない場合には、当社所定の方法によりデビットカード取引停止の手続きを行ってください。この手続きを行ったときは、当社は当該預金口座に対してデビットカード取引停止の措置を講じます。この手続きの前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

3．デビットカード取引契約等

前記2．（1）により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の払戻しによって支払う旨の契約（以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。）が成立し、かつ当社に対して売買取引債務相当額の預金払戻しの指図および当該指図に基づいて払戻された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金払戻しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

4．預金の復元等

（1）デビットカード取引により預金口座の預金の払戻しがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引の解消によりデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当社を含みます。）に対して払戻された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当社に対して払戻された預金の復元を請求することもできないものとします。

（2）前記（1）にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、払戻された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれをうけて端末機から当社に取消しの電文を送信し、当社が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当社は払戻された預金の復元をします。加盟店経由で払戻された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、払戻された預金の復元はできません。

（3）前記（1）または（2）において払戻された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける方法等により、加盟店との間で解決してください。

（4）デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためにデビットカード取引契約が成立した場合についても、前記（1）から（3）に準じて取扱うものとします。

5．読替規定

（1）カードをデビットカード取引に利用する場合における＜大垣共立＞カード規定の適用については、以下のとおりとします。

① 同規定１０．（1）中「払戻し、預入れおよび振込」とあるのは「デビットカード取引」と読み替えるものとします。

② 同規定１２．中「自動機または当社本支店の窓口でカードにより預入れ、または払戻しした金額、自動機利用手数料金額」とあるのは「端末機によるデビットカード取引金額」と読み替えるものとします。

③ 同規定１３．（1）中「自動機」とあるのは「端末機」と読み替え、「カードまたは通帳」とあるのは「カード」と読み替え、「払戻し」とあるのは「デビットカード取引」と読み替えるものとします。

④　同規定１４．中「カードまたは通帳による自動機による」とあるのは「カードを使用した端末機による」と読み替え、「払戻し」とあるのは「デビットカード取引」と読み替えるものとします。

⑤　同規定１５．（1）中「カードまたは通帳」とあるのは「カード」と読み替え、「自動機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

⑥　同規定１５．（1）（2）（3）（4）中「払戻し」とあるのは「デビットカード取引」と読み替えるものとします。

⑦　同規定１５．（3）中「盗難カード・通帳等」とあるのは「盗難カード」と読み替えるものとします。

（2）カードをデビットカード取引に利用する場合における＜大垣共立＞コーポレートカード規定の適用については、以下のとおりとします。

①　同規定１０．中「自動機または当社本支店の窓口でカードにより預入れ、または払戻しした金額、自動機利用手数料金額」とあるのは「端末機によるデビットカード取引金額」と読み替えるものとします。

②　同規定１１．（1）中「自動機」とあるのは「端末機」と読み替え、「カードまたは通帳」とあるのは「カード」と読み替え、「払戻し」とあるのは「デビットカード取引」と読み替えるものとします。

③　同規定１２．中「カードまたは通帳による自動機による」とあるのは「カードを使用した端末機による」と読み替え、「払戻し」とあるのは「デビットカード取引」と読み替えるものとします。

④　同規定１３．（1）中「カードまたは通帳」および「カードならびに通帳」とあるのは「カード」と読み替え、「自動機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

⑤　同規定１３．（1）（2）（3）（4）中「払戻し」とあるのは「デビットカード取引」と読み替えるものとします。

⑥　同規定１３．（3）中「盗難カード・通帳等」とあるのは「盗難カード」と読み替えるものとします。

第２章　キャッシュアウト取引

１．適用範囲

次の①から③のうちのいずれかの者（以下「ＣＯ加盟店」といいます。）に対して、カードを提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下本章において「売買取引」といいます。）と併せて、または単独で当該加盟店から現金の交付を受ける代わりに当該現金の対価を支払う取引（以下「キャッシュアウト取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「対価支払債務」といいます。）を預金口座から預金の払戻し（総合口座取引規定等に基づく当座貸越による払戻しを含みます。）によって支払う取引（以下「ＣＯデビット取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。

①　機構所定のキャッシュアウト加盟店規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、機構にＣＯ直接加盟店として登録され、加盟店銀行と規約所定のＣＯ直接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「ＣＯ直接加盟店」といいます。）であって、当該ＣＯ加盟店におけるＣＯデビット取引を当社が承諾した者

②　規約を承認のうえ、ＣＯ直接加盟店と規約所定のＣＯ間接加盟店契約を締結した法人または個人であって、当該ＣＯ加盟店におけるＣＯデビット取引を当社が承諾した者

③　規約を承認のうえ機構にＣＯ任意組合として登録され加盟店銀行とＣＯ直接加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人であって、当該ＣＯ加盟店におけるＣＯデビット取引を当社が承諾した者

２．利用方法等

（１）カードをＣＯデビット取引に利用するときは、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはＣＯ加盟店にカードを引き渡したうえＣＯ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された対価支払債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（ＣＯ加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。

（２）次の場合には、ＣＯデビット取引を行うことはできません。

①　停電、故障等により端末機による取扱いができない場合

②　１回あたりのカードの利用金額が、ＣＯ加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合

（３）次の場合には、カードをＣＯデビット取引に利用することはできません。

①　１日あたりのカードの利用金額が、当社が定めた範囲（当社所定の手続きにより、あらかじめ本人が当社の定めた範囲を下回る払戻限度額を指定した場合は、その金額）を超える場合

②　当社所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合

③　カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合

（４）購入する商品または提供を受ける役務等が、ＣＯ加盟店がＣＯデビット取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合には、ＣＯデビット取引を行うことはできません。

（５）ＣＯ加盟店において、ＣＯ加盟店の業務を行うために必要な量の現金を確保する必要がある場合など、ＣＯ加盟店が規約に基づいてキャッシュアウト取引を拒絶する場合には、カードをキャッシュアウト取引に利用することはできません。

（６）当社がＣＯデビット取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、ＣＯデビット取引を行うことはできません。

（７）ＣＯ加盟店によって、ＣＯデビット取引のために手数料を支払う必要がある場合があります。その場合、当該手数料の支払債務も対価支払債務に含まれます。

（８）カードによるＣＯデビット取引をご希望されない場合には、当社所定の方法によりＣＯデビット取引停止の手続きを行ってください。この手続きを行ったときは、当社は当該預金口座に対してＣＯデビット取引停止の措置を講じます。この手続きの前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

３．ＣＯデビット取引契約等

前記２．（１）により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の払戻しによって支払う旨の契約（以下「ＣＯデビット取引契約」といいます。）が成立し、かつ当社に対して対価支払債務相当額の預金払戻しの指図および当該指図に基づいて払戻された預金による対価支払債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金払戻しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

４．預金の復元等

（１）ＣＯデビット取引により預金口座の預金の払戻しがされたときは、ＣＯデビット契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引またはキャッシュアウト取引の解消と併せてＣＯデビット取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、ＣＯ加盟店以外の第三者（ＣＯ加盟店の特定承継人および当社を含みます。）に対して払戻された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当社に対して払戻された預金の復元を請求することもできないものとします。

（２）前記（１）にかかわらず、ＣＯデビット取引を行ったＣＯ加盟店にカードおよびＣＯ加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、払戻された預金の復元をＣＯ加盟店経由で請求し、ＣＯ加盟店がこれをうけて端末機から当社に取消しの電文を送信し、当社が当該電文をＣＯデビット取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当社は払戻された預金の復元をします。ＣＯ加盟店経由で払戻された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはＣＯ加盟店にカードを引き渡したうえＣＯ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、払戻された預金の復元はできません。なお、ＣＯデビット取引契約の解消は、１回のＣＯデビット取引契約の全部を解消することのみ認められ、その一部を解消することはできません（売買取引とキャッシュアウト取引を併せて行った場合、その一方のみにかかるＣＯデビット取引を解消することもできません）。

（３）前記（１）または（２）において払戻された預金の復元等ができないときは、ＣＯ加盟店から売買代金の返金を受ける方法等により、ＣＯ加盟店との間で解決してください。

（４）前記（２）にかかわらず、ＣＯ加盟店によっては、売買取引およびＣＯデビット取引契約のうち当該売買取引にかかる部分のみを解消できる場合があります。この場合、売買代金の返金を受ける方法等により、ＣＯ加盟店との間で精算をしてください。

（５）ＣＯデビット取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためにＣＯデビット取引契約が成立した場合についても、前記（１）から（４）に準じて取扱うものとします。

５．ＣＯデビット取引にかかる情報の提供

ＣＯ加盟店において、情報の漏えい、情報の不適切な取扱い、預金口座からの二重払戻しおよび超過払戻し、不正な取引等の事故等（以下「事故等」といいます。）が発生した場合、ＣＯデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、ＣＯデビット取引に関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。また、苦情・問合せについても、ＣＯデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、当該苦情・問合せに関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。

６．読替規定

（１）カードをＣＯデビット取引に利用する場合における＜大垣共立＞カード規定の適用については、以下のとおりとします。

① 同規定１０．（１）中「払戻し、預入れおよび振込」とあるのは「ＣＯデビット取引」と読み替えるものとします。

② 同規定１２．中「自動機または当社本支店の窓口でカードにより預入れ、または払戻しした金額、自動機利用手数料金額」とあるのは「端末機によるＣＯデビット取引金額」と読み替えるものとします。

③ 同規定１３．（１）中「自動機」とあるのは「端末機」と読み替え、「カードまたは通帳」とあるのは「カード」と読み替え、「払戻し」とあるのは「ＣＯデビット取引」と読み替えるものとします。

④ 同規定１４．中「カードまたは通帳による自動機による」とあるのは「カードを使用した端末機による」と読み替え、「払戻し」とあるのは「ＣＯデビット取引」と読み替えるものとします。

⑤ 同規定１５．（１）中「カードまたは通帳」とあるのは「カード」と読み替え、「自動機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

⑥ 同規定１５．（１）（２）（３）（４）中「払戻し」とあるのは「ＣＯデビット取引」と読み替えるものとします。

⑦ 同規定１５．（３）中「盗難カード・通帳等」とあるのは「盗難カード」と読み替えるものとします。

（２）カードをＣＯデビット取引に利用する場合における＜大垣共立＞コーポレートカード規定の適用については、以下のとおりとします。

① 同規定１０．中「自動機または当社本支店の窓口でカードにより預入れ、または払戻しした金額、自動機利用手数料金額」とあるのは「端末機によるＣＯデビット取引金額」と読み替えるものとします。

② 同規定１１．（１）中「自動機」とあるのは「端末機」と読み替え、「カードまたは通帳」とあるのは「カード」と読み替え、「払戻し」とあるのは「ＣＯデビット取引」と読み替えるものとします。

③ 同規定１２．中「カードまたは通帳による自動機による」とあるのは「カードを使用した端末機による」と読み替え、「払戻し」とあるのは「ＣＯデビット取引」と読み替えるものとします。

④ 同規定１３．（１）中「カードまたは通帳」および「カードならびに通帳」とあるのは「カード」と読み替え、「自動機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

⑤ 同規定１３．（１）（２）（３）（４）中「払戻し」とあるのは「ＣＯデビット取引」と読み替えるものとします。

⑥ 同規定１３．（３）中「盗難カード・通帳等」とあるのは「盗難カード」と読み替えるものとします。

第３章　公金納付

１．適用範囲

機構所定の公的加盟機関規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下本章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払いのために、カードを提示した場合は、規約に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この場合に、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務（以下「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の払戻し（総合口座取引規定等に基づく当座貸越による払戻しを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。ただし、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、カードが公的加盟機関で利用できない場合があります。

２．準用規定等

（１）カードをデビットカード取引に利用することについては、第１章の２．ないし５．を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。

（２）前記（１）にかかわらず、第１章の２．（３）③は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。

（３）前記（１）および（２）にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

第４章　共通条項

１．取引停止手続きにおける制限事項

第１章の２．（６）に定めるデビットカード取引停止の手続きと、第２章の２．（８）に定めるＣＯデビット取引停止の手続きは一体となって行われるものとし、いずれか一方の取引のみを停止することはできません。

２．取引規定の変更

（１）当社は以下の場合に、当社の裁量により、本取引規定を変更することができます。

①　本取引規定の変更が、顧客の一般の利益に適合する場合

②　本取引規定の変更が、変更をした目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合

（２）当社は前記（１）による本取引規定の変更にあたり、変更後の本取引規定の効力発生日までに、本取引規定を変更する旨および変更後の本取引規定の内容と効力発生日を当社ウェブサイトに掲示するなど、当社所定の方法により通知します。

（３）変更後の取引規定の効力発生日以降に、第１章に定めるデビットカード取引、第２章に定めるＣＯデビット取引、第３章に定めるデビットカード取引のいずれかを利用した場合、本取引規定の変更に同意したものとします。

以　上

〈＜大垣共立＞Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス利用規定〉

１．適用範囲

（1）「Ｐａｙ－ｅａｓｙ（ペイジー）口座振替受付サービス」（以下「本サービス」といいます。）は、当社所定の収納機関（以下「収納機関」といいます。）、もしくは当該収納機関から委託を受けた法人等の窓口（以下収納機関とあわせて「取扱窓口」といいます。）に対して、当社預金者本人が本人名義の当社キャッシュカード（当社がキャッシュカード規定に基づいて発行するキャッシュカードのうち普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）その他当社所定の預金のキャッシュカード。以下「カード」といいます。）を提示することにより、後記３．（１）の預金口座振替契約の締結を行うサービスです。本サービスによる預金口座振替契約の締結については、この規定により取扱います。

（2）収納機関とは、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録され、当社と預金口座振替による収納事務に関する契約に基づく預金口座振替受付事務の取扱いに関する契約を締結した法人等をいいます。

（3）本サービスは、当該カードの発行されている預金口座（以下「当該口座」といいます。）の預金者に限り利用することができ、代理人カードでは利用できません。

（4）なお、本サービスは、当社が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できることとします。

２．利用方法等

（1）本サービスを利用するときは、預金者は取扱窓口に設置された本サービスに係る機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）の画面表示等の操作手順に従い、預金者自らカードを端末機に読取らせ、第三者（収納機関の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ端末機にカードの暗証番号と必要項目を預金者自ら入力してください。

（2）本サービスの取扱いは、当社が定めた利用時間内とします。ただし、収納機関の利用時間の変動等により、当社の定める利用時間内であっても利用できない場合があります。

（3）以下の各号に該当する場合、本サービスを利用することはできません。

①　停電、故障等により端末機による取扱いができない場合

②　取扱窓口において購入する商品または提供を受ける役務等が、収納機関が預金口座振替による支払いを受けることができないと定めた商品または役務等に該当する場合

③　本規定に反して利用された場合

（4）以下の各号に該当する場合、当該カードを本サービスに利用することはできません。

①　当社所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合

②　カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合

③　当社所定の届出が提出され、カードが利用できない状態にある場合

３．預金口座振替契約等

（１）前記２．（１）により暗証番号の入力が行われ、端末機に預金口座振替依頼の受付確認を表す電文が表示されたときに、預金者・収納機関間で預金者が収納機関に対し負担する特定の債務を預金口座振替により支払う旨の契約が成立するとともに、預金者・当社間で次の契約（以下「預金口座振替契約」といいます。）が成立するものとします。ただし、契約が成立した後に預金者が直ちに口座を解約するなど特段の事情がある場合はこの限りではありません。

① 収納機関から当社に請求書等が送付されたときは、預金者に通知することなく、請求書等記載金額を当該口座から引落しのうえ収納機関に支払うことができるものとします。

② 当社は、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振出しまたは預金通帳および払戻請求書の提出なしに、前号の引落しを行います。

③ 収納機関の指定する振替指定日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）において請求書等記載金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、当社は預金者に通知することなく、請求書等を収納機関に返却します。また、振替指定日に当該口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が当該口座の支払可能金額を超える場合は、そのいずれを引落すかは当社の任意とします。

④ 収納機関の都合で、収納機関が預金者に対して割当てる契約者番号等が変更になったときは、当社は変更後の契約者番号で引続き取扱うものとします。

（２）預金者は、暗証番号等を入力する前に端末機の表示および収納機関との間の契約書面等により、本サービスでの申込内容を確認するとともに、前項により預金口座振替契約が成立した後に端末機から出力される口座振替契約確認書（以下「確認書」といいます。）の内容を確認するものとし、確認書が自己の意思に沿わない場合には、直ちに確認書記載の問合せ先に連絡してください。なお、本サービス利用時点において、当該カードについて取引店の移管に関する依頼を当社が既に受付している場合は、確認書に移管後の内容が記載される場合があります。

（３）預金口座振替契約を解約するときは、預金者から当社へ所定の手続きにより届出るものとします。なお、この届出がないまま長期間に渡り収納機関から請求書等の送付がない等相当の事由があるときは、当社は当該契約が終了したものとして取扱うことができるものとします。

４．免責事項

（１）次の各号の事由により預金口座振替契約の不能、遅延等があっても、これによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき

② 当社が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき

③ 収納機関の責めに帰すべき事由があったとき

（２）当社が、本サービスに使用されたカードを当社が交付したものとして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替契約の受付をしたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

（３）本サービスおよび本サービスによる預金口座振替契約について仮に紛議が生じても、当社の責めによる場合を除き、預金者と収納機関との間で遅滞なくこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

５．規定の変更

（１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

６．規定の準用

この規定に定めのない事項については、＜大垣共立＞カード規定、＜大垣共立＞コーポレートカード規定、普通預金規定、総合口座取引規定等により取扱います。

以　上

〈＜大垣共立＞Web口座振替受付サービス利用規定〉

１．適用範囲

（１）「Ｗｅｂ口座振替受付サービス」（以下「本サービス」といいます。）は、当社預金者（以下「預金者」といいます。）が、当社所定の収納機関（以下「収納機関」といいます。）の料金等の支払いに関して、預金者の使用に係るコンピューター、携帯電話等の端末機（以下「端末機」といいます。）の画面上に表示された収納機関のウェブサイトから、預金者本人名義口座を引落口座として指定する預金口座振替を申込むことにより、後記３．（１）の預金口座振替契約の締結を行うサービスです。本サービスによる預金口座振替契約の締結については、この規定により取扱います。

（２）本サービスは、キャッシュカード（以下「カード」といいます。）が発行されている個人の普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）の預金者に限り利用することができます。

（３）なお、本サービスは、当社が本サービスに利用することを承認した口座のみ利用できることとします。

２．利用方法等

（１）本サービスを利用するときは、預金者は、端末機に表示された収納機関のウェブサイト上の本サービスに係る画面表示等および収納機関との間の契約書面等により本サービスでの申込内容を確認のうえ、当該ウェブサイト上に表示された本サービスに係る操作手順に従い、自ら端末機に引落口座の支店名、口座番号、カードの暗証番号等の所定事項（以下「所定事項」といいます。）を入力し、当社宛に伝達してください。預金者が当社宛に伝達した所定事項が、当社に登録されている所定事項と各々一致した場合、当社は預金者からの預金口座振替の申込みがあったものと見做し、後記３．（１）に示す預金口座振替契約の締結手続を行います。

（２）本サービスの取扱いは、当社が定めた利用時間内とします。ただし、収納機関の利用時間の変動等により、当社の定める利用時間内であっても利用できない場合があります。

（３）以下の各号に該当する場合、本サービスを利用することはできません。

①　停電、故障等により端末機による取扱いができない場合

②　収納機関のウェブサイトにおいて購入する商品または提供を受ける役務等が、収納機関が預金口座振替による支払いを受けることができないと定めた商品または役務等に該当する場合

③　本規定に反して利用された場合

（４）以下の各号に該当する場合、当該口座について本サービスを利用することはできません。

①　当社所定の回数を超えてカードの暗証番号等を誤って端末機に入力した場合

②　当社所定の届出が提出され、カードが利用できない状態にある場合

③　その他当社所定の理由により当該口座における取引を制限している場合

３．預金口座振替契約等

（１）前記２．（１）による所定事項の伝達後、端末機に預金口座振替の申込みの受付確認を表す電文が表示されますので、預金者はその内容を確認し、正しい場合には確認した旨の通知を所定の方法により行うこととします。当該通知が当社所定の時限までに行われ、当社がこれを受信した場合、預金者による預金口座振替の申込みが確定したものとし、当社は申込みを承諾した旨の通知を端末機に発信し、その内容が端末機に表示されます。この場合、当社が当該承諾通知を発信した時点で、預金者・当社間で次の契約（以下「預金口座振替契約」といいます。）が成立するものとします。なお、当該承諾通知が、回線障害等の理由で届かない場合には、預金者は当社に照会するものとします。この照会がなかったことによって預金者に生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

① 収納機関から当社に請求書等が送付されたときは、預金者に通知することなく、請求書等記載金額を当該口座から引落しのうえ収納機関に支払うことができるものとします。

② 当社は、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振出しまたは預金通帳および払戻請求書の提出なしに、前号の引落しを行います。

③ 収納機関の指定する振替指定日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）において請求書等記載金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、当社は預金者に通知することなく、請求書等を収納機関に返却します。また、振替指定日に当該口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が当該口座の支払可能金額を超える場合は、そのいずれを引落すかは当社の任意とします。

④ 収納機関の都合で、収納機関が預金者に対して割当てる契約者番号等が変更になったときは、当社は変更後の契約者番号で引続き取扱うものとします。

（２）預金口座振替契約を解約するときは、預金者から当社へ所定の手続きにより届出るものとします。

なお、この届出がないまま長期間に渡り収納機関から請求書等の送付がない等相当の事由があるときは、当社は当該契約が終了したものとして取扱うことができるものとします。

４．収納機関への情報通知

（１）本サービスによる預金者からの預金口座振替の申込みの確定または不成立に関し、当社は収納機関に対して当該情報を通知するものとします。また、申込みが確定し、預金口座振替契約が成立した場合、当社は預金者の当該収納機関に対する預金口座振替の申込みに関する情報を預金者に代わって当該収納機関に送信します。さらに、当該申込みに関する情報については、届出書または変更届等により預金者に代わって当該収納機関に送付するものとします。当社が当該収納機関に前記の送信および送付を行うことにつき、預金者は予め同意するものとします。

（２）申込みの確定に関し、当社は収納機関に対し、預金者が当社の普通預金口座を開設した際に本人確認を行ったか否かの情報を提供することがあります。

５．免責事項

（１）次の各号の事由により預金口座振替契約の不能、遅延があっても、これによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき

② 当社が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき

③　当社が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当社が送信した情報に語謬・遅延欠落等が生じたとき

④　収納機関の責めに帰すべき事由があったとき

（２）預金者以外の第三者が不正に取得した口座情報を端末機から入力することによって預金口座振替依頼を申込んだ場合においても、当社が、入力された所定事項と当社に登録されている所定事項との一致を確認して預金口座振替契約の申込みを受付けたうえは、当社は預金者からの預金口座振替の申込みと見做して前記３．（１）に定める預金口座振替契約の締結手続きを行います。この場合に預金者に生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

（３）公衆回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴、不正アクセス等がなされたことにより、預金者の暗証番号等の情報が漏洩した場合、それによって預金者に生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

（４）本サービスおよび本サービスによる預金口座振替契約について仮に紛議が生じても、当社の責めによる場合を除き、預金者と収納機関との間で遅滞なくこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

６．規定の変更

（１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

７．規定の準用

この規定に定めのない事項については、＜大垣共立＞カード規定、普通預金規定、総合口座取引規定等により取扱います。

以　上